

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ソマール株式会社と称し、英文では、SOMAR CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の製造、加工、販売ならびに輸出入、仕入販売、仲介および代理業  
化学薬品、農薬、肥料、園芸・農水産用材料、製紙原材料、窯業材料、医薬品、  
医薬部外品、医療用器具、医療材料、化粧品、衛生用品、石油化学系製品、化  
学工業製品、燃料、塗料、接着剤、合成樹脂、合成樹脂製品、映画材料、写真  
材料、情報記録材料、設計製図用材料、印刷材料、製版材料、感光性材料、電  
気絶縁材料、電子材料、半導体材料、電気・電子機械器具、電気・電子機器用部  
品、流体濾過材料、流体濾過用部品、油液分離用材料、天然または合成繊維、  
衣料品、合成皮革、日用品雑貨、包装材料、研磨材、食料品、畜産食料品、農  
産保存食料品、嗜好品、調味料、食品添加物、農産物、水産物、酒類、飲料、  
香料、香水、運動競技用具、事務用品、事務用器具、土木建築材料、防水材料、  
防蝕材料、酵素類および微生物製品
2. 建築工事の設計、施工、請負および塗装、防水工事の設計、施工、監督管理なら  
びに請負業
3. 情報処理装置およびコンピュータープログラム・ソフトウェア販売ならびに賃  
貸業
4. 画像情報処理技術、システム技術、ネットワーク技術、コンピューター技術等を  
用いた3DデザインやWEBサイトその他各種情報ならびにその媒体等の企画、  
編集、制作、加工、運営および販売
5. 広告宣伝事業に関する業務
6. インターネット等による情報提供サービス業
7. 人材育成、能力開発のための教育事業
8. 損害保険の代理業
9. 不動産の売買、賃貸、交換、分譲、管理およびその仲介または代理業
10. 宅地建物取引業

11. 営業・経理・総務・人事・情報システム等に関する事務処理の指導、受託および請負
12. 前各号に付帯関連する機械、機器装置およびその運転プログラムの設計、製作、販売、据付、仲立、賃貸業、調査、研究、開発、分析、測定、評価、技術指導の受託、エンジニアリング業、倉庫業、一般貨物運送業、通関代理業
13. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、600万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿

および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会は、その決議によって取締役相談役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(執行役員、理事、顧問および相談役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって執行役員、理事、顧問および相談役を置くことができる。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金等)

第 37 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間等)

第 38 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

昭和58年	11月	18日	制定
昭和59年	1月	1日	発効
昭和59年	3月	30日	一部改定
昭和60年	3月	30日	一部改定
昭和61年	3月	28日	一部改定
昭和62年	3月	30日	一部改定
昭和63年	3月	30日	一部改定
平成元年	3月	30日	一部改定
平成3年	6月	27日	一部改定
平成6年	6月	29日	一部改定
平成12年	6月	29日	一部改定
平成13年	6月	28日	一部改定
平成14年	6月	27日	一部改定
平成15年	6月	27日	一部改定
平成16年	6月	29日	一部改定
平成18年	6月	29日	一部改定
平成21年	1月	5日	一部改定
平成21年	6月	26日	一部改定
平成27年	6月	26日	一部改定
平成29年	6月	28日	一部改定
平成29年	10月	1日	一部改定
令和4年	6月	28日	一部改定